

水戸市地域経済循環創造事業募集実施要領

1 目的

本市では、地域課題の解決に向け、事業者、大学等の人的・物的資源を効果的に活用しながら、共に考え、共に取り組む環境づくりの一環として、課題解決型の民間共創を推進していくこととしている。

その取組の一つとして、地域資源を活用し、地域課題の解決を図る民間の新規事業立ち上げを支援することで、地域経済の好循環を創出し、本市の発展を図るため、国と地方の協調補助制度である「地域経済循環創造事業（ローカル10,000プロジェクト）」を活用する事業を募集するものである。

この要領は、事業の募集及び選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 募集事業

次に掲げる(1)～(4)を要件とする「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」を活用する事業

(1) 対象要件

募集する事業は、次に掲げるア～カの要件を全て満たす持続可能な事業を行うために、民間事業者等が初期投資を行う事業とする。

ア 地域密着型（地域資源の活用）

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 地域課題への対応（公共的な課題の解決）

事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 新規性（新規事業）・モデル性

他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 地域金融機関等による融資等

対象経費のうち、事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは奄美群島振興開発基金から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が公費による補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

オ 事業実施場所

水戸市内であること。

カ 補助金等の重複

水戸市で実施している他の制度に基づく補助を受けていないこと。

(2) 対象経費

ア 施設整備費

事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。

イ 機械装置費

事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）

ウ 備品費

事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費

エ 調査研究費

事業の遂行に必要なものとして、事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(3) 公費負担額

公費負担額は、対象となる事業経費の額から金融機関等の融資額及び民間事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、公費負担額の上限は、以下のとおりとする。

ア 融資額が公費負担額と同額以上2倍未満の額の場合…3,000万円

イ 融資額が公費負担額の2倍以上3倍未満の額の場合…4,000万円

ウ 融資額が公費負担額の3倍以上4倍未満の額の場合…5,000万円

エ 融資額が公費負担額の4倍以上の額の場合…5,500万円

(4) 事業期間

事業期間は、市が総務省から交付決定を受ける初年度及び翌年度の最大2年間とすること。

※ 市から補助事業者に対する補助金の交付は年度ごとに行う。

3 応募資格

事業を応募できる者は、「2 募集事業」に定める事業の実施主体となる民間事業者等であつて、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 水戸市内に店舗・工場・事業所等を有する、又は設けようとする者であること。

(2) 国税及び市税の滞納がないこと。

(3) 水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 事業の募集方法

(1) 募集期間

毎年4月1日～8月31日

※ 窓口での受付は平日の8:30～17:15

※ 事業の緊急性や効果等を踏まえ、必要と認める場合はこの限りでない。

(2) 提出書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

ア 水戸市地域経済循環創造事業応募申込書（様式1）

イ 地域経済循環創造事業実施事業計画書（地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年総行政第29号大臣通知）別記様式第1号-1及び2）

(3) 提出場所及び方法

ア 持参又は郵送で提出する場合

水戸市市長公室政策企画課政策審議室まで提出すること。

- イ 応募フォームで提出する場合
以下の URL から提出すること。

https://apply.e-tumo.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=71009

5 応募に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

事業を応募した者（以下「提案事業者」という。）が次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- イ 審査終了後に、応募資格がない事実が発覚したとき。
- ウ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

(2) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しない。
- イ 提出書類は、水戸市地域経済循環創造事業に係る事務手続き以外の目的では使用しない。ただし、情報開示請求があった場合は、水戸市情報公開条例（平成 13 年水戸市条例第 4 号）に基づき取り扱うこととする。
- ウ 提出書類の著作権は提案事業者に帰属するが、本市が水戸市地域経済循環創造事業に関する事務手続き等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用及び複製することができるものとする。
- エ 提出書類に含まれる著作権、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利について、争いが起きた場合は、提案事業者が責任を負うものとする。

(3) その他

- ア 募集期間後における提出書類の追加、差替え及び再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- イ 応募後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- ウ 応募に要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- エ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜、本市が判断するものとする。

6 事業の選定方法

(1) 書面審査

応募のあった事業（以下「提案事業」という。）については、水戸市地域経済循環創造事業選定委員会（以下「委員会」という。）において、書面審査を行う。

なお、提案事業が 3 事業以下の際には書面審査は行わない。

ア 審査基準

委員会の庶務は、別表に掲げる審査基準に基づき、提案事業を公正かつ客観的に絶対評価で審査し、委員長及び副委員長と協議の上、選定委員会で審査する事業（以下「審査事業」という。）を決定する。

イ 決定する事業の数

3 事業

ウ 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会で審査しないこととなった提案事業の提案事業者にのみ文書で通知する。

(2) 選定委員会

審査事業については、委員会において、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、審査を行う。

ア 開催時期

毎年10月頃

※ 事業の応募がない場合は開催しない。

※ 事業の緊急性や効果等を踏まえ、必要と認める場合はこの限りでない。

イ 開催場所

原則、水戸市役所

ウ 開催通知

開催日の2週間前までに、「水戸市地域経済循環創造事業応募申込書（様式1）」に記載された担当連絡先宛て電子メールで通知する。

エ 審査基準

委員会は、別表に掲げる審査基準に基づき、審査事業を公正かつ客観的に絶対評価で審査し、審査事業ごとに採択又は不採択を決定する。

オ 審査結果の通知

審査結果は、審査事業ごとに提案事業者に文書で通知する。

7 採択後の手続き

採択となった提案事業については、本市において総務省への交付申請に向けた調整を行う。

また、提案事業者については、以下の対応を行うこと。

(1) 融資見込み証明書の提出

提案事業の採択を受けた年度の1月末日（末日が土日祝の場合、直前の平日）までに、金融機関等による融資見込みを証明する書類を、採択事業ごとに定める水戸市の担当課まで必ず提出すること。

(2) 事前相談に伴う総務省の指導対応

提案事業に対し、総務省から事前相談における指導があった場合、適宜対応を行うこと。

8 担当課及び問合せ先

水戸市市長公室政策企画課政策審議室

住所：〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1

電話：029-350-1580 FAX：029-232-9462

別表

水戸市地域経済循環創造事業選定に係る審査基準

以下の審査項目で全ての選定基準を満たす提案については採択、それ以外の提案については不採択として決定する。

審査項目		配点	審査基準	選定基準
国 制 度 要 件	地域資源の活用度	10	提案事業が「地域経済循環創造事業（ローカル10,000プロジェクト）」の対象要件を満たしているか。	全ての項目において、審査員の点数の平均が5点以上
	地域課題の解決度	10		
	新規性・モデル性	10		
市 の メ リ ッ ト	市の計画との整合	10	提案事業は「水戸市第7次総合計画～みと魁・Nextプラン～」をはじめ、市が策定する各計画と方向性を同じくしているか。	両項目の審査員の点数の平均を合計した点数が10点以上
	市民雇用の創出	10	提案事業において、市内に新たな雇用を創出するか。	
	費用対効果	10	提案事業が生み出すことが見込まれる効果に対し、市の費用負担額は適切か。	
実 現 性	事業実施に当たり想定される課題を踏まえた実現性	10	開発行為許可や事業実施地域の関係者の理解など、事業実施に係る課題はあるか。 また、課題がある場合は解決が見込めるか。	審査員の点数の平均が5点以上
計		70		

様式 1

年 月 日

水戸市長 様

住 所：
事業者名：
代表者名：

水戸市地域経済循環創造事業応募申込書

水戸市地域経済循環創造事業に応募したいので、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の目的及び概要
- 2 事業における補助金額 円
- 3 当社は、水戸市地域経済循環創造事業募集実施要領の内容を理解した上で応募します。
- 4 当社は提出書類に記載した内容が事実と相違ないことを誓約します。

(担当連絡先) 担当者名：
電話番号：
メールアドレス：